

# クリエイートにしのみや観光情報発信・運営業務

## 公募型プロポーザル実施要項

### 1 概要

(1) 件名

クリエイートにしのみや観光情報発信・運営業務（以下、「本業務」という。）

(2) 目的

三井ショッピングパークららぽーと甲子園内に所在する西宮市情報発信スペース「クリエイートにしのみや」は西宮市の広報及び施策 PR 活動を行うための区画であり、来訪者に対し、観光情報を中心に市の魅力を発信している。このスペースの運営に際し、民間事業者等の優れた企画・運営手法を活用するため、公募型プロポーザル方式による企画提案募集を実施する。

(3) 業務所管

西宮市産業文化局産業部都市ブランド発信課（以下、「業務担当課」という。）

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで。

※事業の円滑な実施のため、令和7年度及び8年度については、前年度の受託状況（業務の運営状況）が良好である場合、双方の合意により単年度ごとに契約を更新するものとする。

(5) 委託候補者の選定方法

- ① 公募型プロポーザル方式による審査、選定とする。
- ② 本業務にかかる関係者などから構成する委託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査し、選定する。
- ③ 審査は、企画提案の内容、応募者の経験、ノウハウ、技術等を総合的な視点で評価し、選定する。

(6) 委託業務内容

別添の「クリエイートにしのみや観光情報発信・運営業務仕様書」（以下、「仕様書等」という。）のとおり。

(7) 委託予定価格

0円とする。なお、クリエイートにしのみや内の電気使用料・空調機フィルター清掃費・廃棄物処理費・管球交換費については、本市で支払いを行う。

(8) 留意事項

令和6年3月定例会において令和6年度当初予算案が可決されることを前提としているため、当初予算が成立しない場合は電気使用料・空調機フィルター清掃費・廃棄物処理費・管球交換費の支払いができない場合があることに留意すること。

## 2 応募資格、応募条件等

### 応募資格

- (1) 西宮市から指名停止を現に受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 西宮市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない法人等が応募する場合は、法人税(個人企業にあつては所得税)、消費税、地方消費税および本市の市税(西宮市内に本店(本社)がある場合に限る。)に未納がある者(地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けている者または国税通則法第46条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 本業務内容に類似する事業を運営した実績を有していること。
- (9) 契約締結までの間に上記の応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

### 応募条件

(1) 公募要項の承諾

応募者は応募書類の提出をもって、公募型プロポーザル実施要項の記載内容について承諾したものとみなす。

(2) 応募の失格

応募者が次の事項に該当した場合には、失格とする。

- ① 公募型プロポーザル実施要項に定める手続きを遵守しない場合。
- ② 応募書類に虚偽の記載をした場合。
- ③ プレゼンテーションに正当な理由無く出席しなかった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があつた場合。

## 質問の受付及び回答

### (1) 受付期限

令和6年3月7日（木）正午（必着）

※受付期限を過ぎたものは一切回答しない。

### (2) 受付方法

提案仕様書等の内容について質問がある場合は、質問書（様式第3号）を以下の期限までに電子メールで提出すること。ただし、電話での質問等は一切受け付けない。また、電子メールの題名は必ず「【クリエートにしのみや観光情報発信・運営業務質問：（貴社名）】」とすること。なお、電子メールで提出した場合は、提出した旨電話連絡すること。

### (3) 回答日時及び方法

3月11日（月）に電子メールにより個別に回答する。

### (4) その他

回答は、応募申請書の提出があった全ての事業者等に質問内容を含めて回答する。

## 応募申請書等の提出

### (1) 提出期限

令和6年3月15日（金）正午（必着）

※提出期限を過ぎたものは一切受付しない。

### (2) 提出方法

直接持参もしくは郵送・電子メールにて提出すること。

※郵送による場合は、書留郵便等の記録が残る方法で提出すること。

※郵便事故等による未着について、市は一切の責任を負いません。

※電子メールで提出した場合は、提出した旨電話連絡すること。

### (3) 提出書類

#### ① 応募申請書（様式第1号）

#### ② 過去の業務実績申告書（様式第2号）

※本業務内容に類似する業務にかかる主要な業務実績を簡潔に記載すること。  
なお、当該業務内容が分かる資料を添付すること。様式に記載できない場合は、別紙での提出も可とする。

#### ③ 法人（団体）概要（様式任意）

※事業経歴、代表者、役員構成等を確認できるもの。

#### ④ 直近の収支決算書類（写し可）

※事業報告書、貸借対照表、損益計算書等

### (4) 提出部数

各1部

(5) 提出先

西宮市役所 産業文化局 産業部 都市ブランド発信課

**企画提案書等の提出**

(1) 提出期限

令和6年3月21日(木)正午(必着)

※提出期限を過ぎたものは一切受付しない。

(2) 提出方法

直接持参もしくは郵送すること。(電子メールによる提出は不可)

※郵送による場合は、書留郵便等の記録が残る方法で提出すること。

※郵便事故等による未着について、市は一切の責任を負いません。

(3) 提出書類

① 業務の推進体制(様式任意)

※業務に係る社員等の実施体制、配置予定の総括責任者(所属・職氏名)、担当者(所属・職氏名)を記載し、それらの役割分担(業務内容)を明確に記載すること。また、それらの者の経歴・資格・特に本事業に類似する業務に携わった経験などについても記載すること。

② 企画提案書(様式任意)

※業務内容(仕様書等参照)を円滑に行う提案を行うこと。また、業務内容以外で法人(団体)の強みを活かした市の魅力発信に資する提案を行うこと。なお、企画提案書作成時は次の項目を意識した内容にすること。

- ・本業務の目的への理解
- ・開設までのスケジュール
- ・西宮市内のアニメを含む観光資源について理解した上での提案
- ・情報発信の方法
- ・「クリエートにしのみや」への来訪を促すための工夫
- ・自主事業についての提案

③ 納税証明書

※納税証明書(未納税額のない証明、税務署に請求。発行後3ヶ月以内のもの。法人は様式「その3の3」(税目:法人税、消費税及び地方消費税)。法人以外は(任意団体は代表者の)様式「その3の2」(税目:所得税、消費税及び地方消費税)。)

※西宮市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない法人等が応募する場合に限る。

④ 市税に滞納がないことの証明書

※西宮市内の業者かつ西宮市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない法人等が応募する場合に限る。

(4) 提出書類の体裁及び提出部数

- ① 提出書類の大きさはA4版とする。
- ② 添付書類をつける場合は、「添付書類一覧表」を作成し、番号順に並べ、書類と書類の間には添付書類番号を記入したインデックスをつけた分界紙を入れること。
- ③ 申請書類の提出部数 正本 1 部、副本 6 部  
※副本については、社名を伏せた状態で提出すること。

(5) 提出先・問合せ先

西宮市役所 産業文化局 産業部 都市ブランド発信課

(6) 応募書類の扱い

- ① 受付期間を過ぎての訂正、追加資料の提出は認めない。ただし、質疑等があり、西宮市が補正を求めた場合はこの限りではない。また提案された内容について補足資料の提出を求めたときも同様とする。
- ② 提出された応募書類関係は、返却しないものとする。
- ③ 提出された書類は、西宮市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

### 全体スケジュール

項目	日程(予定)	備考
① 募集開始	令和6年3月1日(金)	HP公開
② 質問書の提出期限	令和6年3月7日(木) 正午(必着)	
③ 質問への回答	令和6年3月11日(月)	
④ 応募申請書等の提出期限	令和6年3月15日(金) 正午(必着)	
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和6年3月21日(木) 正午(必着)	
⑥ 委託候補者選定委員会	令和6年3月27日(水)	時間等は別途通知
⑦ 内定通知(予定)	令和6年4月上旬	
⑧ 契約締結(予定)	令和6年4月中旬	

また、契約締結後、令和6年5月下旬から6月上旬までにクリエイトにしのみやの再オープンを目指し、準備を進めていくこととする。

### 応募の辞退

応募書類を提出後、応募者の都合により応募を辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」(様式第4号)を提出すること。

## 3 審査及び選定等

### 審査方法

選定委員会において、提出書類、提案内容の審査を行うとともに、応募者から提案内容にかかるプレゼンテーションを受け、総合的な視点で評価を行い、委託候補者（以下、「契約内定者」という。）を選定する。

※プレゼンテーションには、業務責任者及び担当者が出席のこと。なお、出席者は4名以内とする。

※プレゼンテーションでは、提出された提案書類に基づき20分程度の説明と、10分程度の質疑応答を行う予定である。

## 選定基準及び選定

### (1) 審査項目

審査項目	採点割合
① 応募者の過去の業務実績	10/100
② 業務の推進体制	20/100
③ 企画提案	70/100

### (2) 契約内定者の選定

- ① 委託予定価格の0円を超えている場合は、その応募者を審査から除外する。
- ② 選定審査票を用いて審査し、評価点を算出する。
- ③ 評価点は、各委員の平均値をもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。
- ④ 評価点60点以上の応募者のうち、最高得点を獲得した応募者を契約内定者として選定する。
- ⑤ 最高得点提案者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。
- ⑥ 応募者が1者となったときは、各審査項目の評価点に基づき、選定委員会において当該応募者の委託候補者としての適否を決定する。
- ⑦ 審査は契約内定者の選定を行うものであり、契約に関する書類作成等は別途行うものとする。

### (3) 選定結果の通知

- ① 選定結果は、応募者全員に電子メールで通知する。また、ホームページで公表する。
- ② 選定の理由、選定結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

## 4 契約内定者の失格と次順位者の繰上げ

契約内定者が2 応募資格、応募条件等のうち応募資格の(9)の規定により失格となった場合は、同規定に該当しない者で、評価順位が次順位の者を契約内定者として手続きを行うことができる。

## 5 業務仕様の協議

業務担当課長は、契約内定者と再度、発注業務の細部について協議、調整を行う。

## 6 一括再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部について第三者に委託する場合は、あらかじめ書面をもって西宮市の承認を求め、西宮市が認めた場合はこの限りではない。

## 7 関係法令等の遵守

契約内定者は、業務の遂行にあたり、関係する法令等を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法令及び条例等
- (2) 著作権法等
- (3) 労働基準法等労働関係法令、労働省告示(S. 61. 4. 17 告示第37号)
- (4) 守秘義務（契約期間内のみならず契約期間終了後も同様）
- (5) その他業務遂行にあたり関係する法令等

## 8 その他の留意事項

契約にあたっては、本市が定めた業務委託契約書を使用することとする。業務委託契約書の書式は本市のホームページ (<https://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報 >入札・契約>入札・契約に関する規則・要綱・基準等>契約書（契約約款）・特約・誓約書>業務委託契約書（契約約款）特約含む」（ページ番号：85195192）で閲覧できるので、事前に記載内容を確認しておくこと。

## 9 提案募集に関する問合せ・提出先

西宮市役所 都市ブランド発信課 担当 持田

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎8階

T E L 0798-35-3331

e-mail kankou@nishi.or.jp（課メールアドレス）